

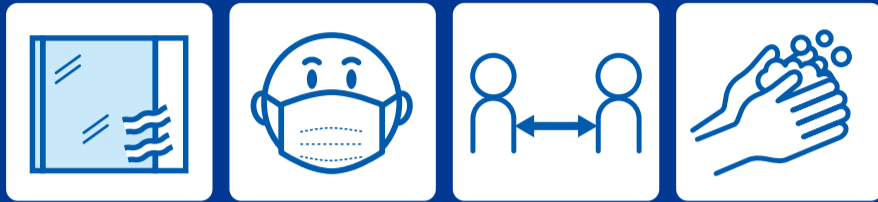


SDGs(持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際目標です。台東区はSDGs(持続可能な開発目標)を支援しています。

発行/台東区 編集/総務部広報課 〒110-8615 東上野4丁目5番6号
TEL 03-5246-1111 (代表) FAX 03-5246-1029 (広報課)



新型コロナウイルス感染急拡大中! 基本的な感染防止対策の徹底・定着をお願いします



- こまめな換気や窓を少しだけ開ける常時換気
- マスクは正しく着用
- ソーシャルディスタンス
- 手洗いの徹底

発熱等の症状がある場合の相談窓口

- 台東区 発熱受診相談センター (月～金曜日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く
TEL 03-3847-9402
FAX 03-3841-4325 ※聴覚に障害のある方などからの相談
- 東京都 発熱相談センター (24時間)
TEL 03-5320-4592

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々へ



臨時特別給付金を支給します

住民税非課税世帯等向け

支給額

1世帯あたり10万円

対象・支給日等

①住民税非課税世帯(基準日〈令和3年12月10日〉において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯)
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く

●令和3年1月1日以前から台東区に住民票がある場合

➡ 1月27日(木)から対象世帯に順次確認書を送付、2月中旬から支給予定

●令和3年1月2日以降に台東区に転入された方

➡ 令和3年度の住民税が非課税であることを、台東区から前住所地へ照会を行い、準備が整い次第、確認書を送付

②家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の収入が住民税非課税世帯相当となった世帯)

➡ 手続きについては詳細が決定していません。詳細が決まり次第区HP等でお知らせします。

問合せ

- 制度の概要に関すること 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(午前9時～午後8時、土・日曜日・祝日も対応) **TEL 0120-526-145**
- 手続きに関すること 台東区役所臨時特別給付金担当 **TEL 03-5246-1155** (～1月24日(月))
台東区住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター **TEL 0120-000-573** (1月25日(火)～)

子育て世帯向け

支給額

児童1人あたり10万円

対象

0～18歳の児童を養育している主たる生計維持者(所得が高い方)、令和2年分の所得額が所得制限限度額内の方(所得制限限度額については、区HP〈右記二次元コード〉をご覧ください)

支給・申請方法

対象区分③④に該当する方は申請が必要です。下記申請場所へ郵送か、電子申請(下記二次元コード)でお申込みください。

| 対象区分 | 申請 | 支給日等 |
|---|----|--|
| ① 令和3年9月分の児童手当支給対象児童を養育している方 ※公務員の方は④をご覧ください | 不要 | 支給済み(児童手当登録口座へ振込み) |
| ② 令和3年10月1日～4年3月31日に生まれた児童を養育している方 | 不要 | 児童手当手続きで把握でき次第、順次支給 |
| ③ 平成15年4月2日～18年4月1日生まれの児童を養育している方 | 要 | 申請書を送付済み、1月から順次支給 ※児童扶養手当、児童育成手当、特別児童扶養手当、子育て世帯生活支援特別給付金を現在受給している方は申請不要。 |
| ④ 公務員の方 | 要 | 申請書を送付済み、1月から順次支給 ※対象となる方で、申請書が届いてない方は、区HPから申請書をダウンロードするか、電子申請を利用して申請して下さい。 |

③の方の電子申請はこちら

④の方の電子申請はこちら

※児童が区外にいる場合は、申請書は送付されません。区HPから申請書をダウンロードするか、電子申請を利用して申請してください。
※支給要件を満たしているものの、児童手当を申請していない等の理由で、上記のいずれにも該当しない児童を養育されている方は、区HPから申請書をダウンロードするか、電子申請を利用して申請してください。
※DV被害により児童とともに避難されている方は、台東区で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。なるべくお早めにご相談ください。
※台東区が給付金のために、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

申請期限

2月28日(月)※申請を忘れずにお願いします。

申請場所

〒110-8615 台東区役所子育て・若者支援課(区役所6階⑥番)

問合せ

- 制度の概要に関すること 内閣府子育て世帯臨時特別給付金コールセンター(午前9時～午後8時、土・日曜日・祝日も対応) **TEL 0120-526-145**
- 手続きに関すること 台東区役所子育て・若者支援課子育て世帯臨時特別給付金担当 **TEL 03-5246-1800**